平成２５年（フ）第６４７号
千葉県市川市稲荷木１丁目２番１―908号
破産者　安井　政勝
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６６０号
千葉県習志野市屋敷３丁目１番９号
破産者　梅澤　和也
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６６７号
千葉県船橋市三咲４丁目16番17号
破産者　株式会社マルイ・フーズ
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７８号
千葉県市川市末広１丁目12番13―206号　エステート渋谷
破産者　山本　誠司
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９３号
千葉県船橋市金杉９丁目８番47号
破産者　千木良　学
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９４号
千葉県船橋市金杉９丁目８番47号
破産者　千木良勝代
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１１号
千葉県市川市行徳駅前３丁目15番１―207号　ル・ファールホリキ
破産者　島津　浩巳
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７２５号
千葉市稲毛区園生町526番地５　ダイアパレス稲毛603号
破産者　株式会社スポーツシューレ
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０号
富山市磯部町４丁目５番６号
破産者　有限会社エフ・アイ・ビー
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４６号
兵庫県姫路市名古山町９番12号
破産者　株式会社ケイ・ワークスコーポレーション
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０７号
広島県東広島市西条中央６丁目31番35号
破産者　有限会社ユーエスエクステンション
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
北海道室蘭市中島町４丁目９番24号
破産者　有限会社東京ランドリー
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎549番地
破産者　有限会社佐藤工務店
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
東京都町田市森野３丁目12番10号
破産者　株式会社ティーホーム
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３９０号
東京都小平市大沼町１丁目128番１号
破産者　嵐興有限会社
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３９１号
東京都小平市大沼町７丁目１番18―305号
破産者　楊　　金鑾
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２６３号
新潟市中央区東堀通二番町488―２新潟Ｉ・Ｈビル
破産者　株式会社きびつコーポレーション
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４１号
愛知県豊橋市立花町24番地
破産者　東新工業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第８３２号
京都市中京区麩屋町通三条上る下白山町299番地
破産者　株式会社三豊味
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
静岡県浜松市東区大島町1381番地
破産者　有限会社光管工
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２３９７号
名古屋市中村区名駅４丁目４番19号
破産者　有限会社ストレージフィールド
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部